

特別加入制度とは？



労災保険は、本来、労働者の業務または通勤による負傷、疾病、障害、死亡に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の人については特別に任意加入を認めています。これが、特別加入制度です。特別加入制度には、①中小事業主等、②一人親方その他の自営業者、③特定作業従事者、④海外派遣者に関する4種類があります。

中小事業主等の特別加入制度

一般的要件を満たしている中小事業主等が特別加入できます。

中小事業主等とは、①「表1の規模の事業主」と、②「労働者以外で、事業主の家族従事者や、中小事業主が法人その他の団体である場合の代表者以外の役員など①の事業主の事業に従事する人」です。

一般的要件とは、①「雇用する労働者について保険関係が成立」しており、②「労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること」の2つで、この要件を満たし、奈良労働局長の承認を受けることが必要となります。

☆ 詳しくは、こちらをご覧ください。

[特別加入制度のしおり〈中小事業主用〉](#)



表1 中小事業主等と認められる企業規模

業種	労働者数
金融業 保険業 不動産業 小売業	50人以下
卸売業 サービス業	100人以下
上記以外の業種	300人以下

一人親方その他の自営業者の特別加入制度

労働者を使用しないで次の①～⑦の事業を行うことを常態とする 一人親方 その他の自営業者およびその事業に従事する人が特別加入できます。

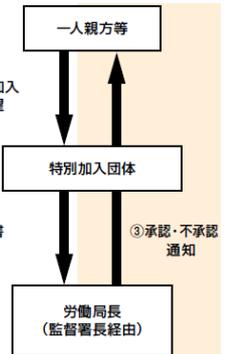
- ① 自動車を使用して行う旅客または貨物の運送の事業（個人タクシー業者や個人貨物運送業者など）
- ② 土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊もしくは、解体またはその準備の事業（大工、左官、とび職人など）
- ③ 漁船による水産動植物の採捕の事業（⑦に該当する事業を除きます）
- ④ 林業の事業
- ⑤ 医薬品の配置販売（医薬品医療機器等法第30条の許可を受けて行う医薬品の配置販売業）の事業
- ⑥ 再生利用の目的となる廃棄物などの収集、運搬、選別、解体などの事業
- ⑦ 船員法第1条に規定する船員が行う事業



一人親方等の特別加入については、一人親方等の団体（特別加入団体）を事業主、一人親方等を労働者とみなして労災保険の適用を行います。特別加入の手続きは、奈良労働局長の承認を受けた特別加入団体が行うことになっています。

☆ 詳しくは、こちらをご覧ください。

[特別加入制度のしおり〈一人親方その他の自営業者用〉](#)



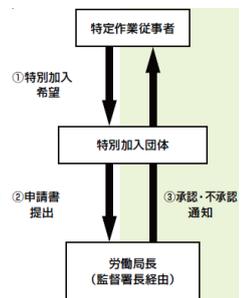
特定作業従事者の特別加入制度

特定作業従事者として特別加入ができるのは、「(1) 特定農作業従事者」、「(2) 指定農業機械作業従事者」、「(3) 国または地方公共団体が実施する訓練従事者」、「(4) 家内労働者およびその補助者」、「(5) 労働組合等の常勤役員」および「(6) 介護作業従事者」です。

特定作業従事者の特別加入については、特定作業従事者の団体（特別加入団体）を事業主、特定作業従事者を労働者とみなして労災保険の適用を行います。特別加入の手続きは、奈良労働局長の承認を受けた特別加入団体が行うことになっています。

☆ 詳しくは、こちらをご覧ください。

[特別加入制度のしおり〈特定作業従事者用〉](#)



海外派遣者の特別加入制度

海外派遣者として特別加入をすることができるのは、以下のいずれかに該当する場合です。

- ① 日本国内の事業主から、海外で行われる事業に労働者として派遣される人
- ② 日本国内の事業主から、海外にある中小規模の事業に事業主等（労働者ではない立場）として派遣される人
- ③ 独立行政法人国際協力機構など開発途上地域に対する技術協力の実施の事業（有期事業を除く）を行う団体から派遣されて、開発途上地域で行われている事業に従事する人

☆ 詳しくは、こちらをご覧ください。

[特別加入制度のしおり〈海外派遣者用〉](#)

